

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成26年2月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、審査請求人が使用した別表左欄に記載の車両が同表右欄に記載の期間に走行した事実が確認できる次の（1）から（6）までのものについて、通行データが記録されているものの設置場所及び写真・ビデオ等審査請求人の使用した車両の走行記録（走行した場所、時間、車両ナンバー等がわかる記録）がわかる全てのものの開示の請求（以下（1）に係るものの請求を「本件請求1」、（3）及び（6）に係るものの請求を「本件請求2」といい、（1）から（6）までに係るものの請求を「本件請求」という。）をした。

- （1）Nシステム（自動車ナンバー自動読み取り装置）（以下「読取システム」という。）
- （2）Tシステム（旅行時間計測システム）
- （3）その他全ての路上カメラ、システム（高速道路含む）
- （4）ETC通行データ（ETC利用、料金所で止まって支払いをした記録も含む）
- （5）ETCカメラ（高速道料金所カメラ）
- （6）その他、車両の通行が確認できる全てのもの（高速道路利用の確認ができるものを含む）（以下（3）及び（6）を総称して「路上カメラ等」という。）

なお、実施機関は、本件請求について形式上の不備があったため、平成26年2月28日に審査請求人に補正を求め、同年3月5日、審査請求人からの補正書を受理した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1及び本件請求2に係る保有個人情報（以下それぞれ「本件請求情報1」及び「本件請求情報2」といい、本件請求情報1及び本件請求情報2を「本件請求情報」と総称する。）については、存在しているか否かを答えるだけで保護されるべき利益を損なうこととなるため、自己情報存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年4月21日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、前記（2）、（4）及び（5）に係る保有個人情報については自己情報不存在決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年5月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法

(昭和37年法律第160号) 第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分について、保有個人情報の存否を明らかにし、存在するのであれば、開示する処分を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求している情報については全て請求者の個人情報であり、それを本人に開示するのであるから、保護されるべき利益を損なうことにはならない。
- (2) 記録の存否を答えるだけで「犯罪の予防・捜査等情報」を答えることになるとしても、条例では、慣行として開示されるものや、法により開示が予定されているもの、不開示情報であっても開示することが相当であるもの等は開示することになっている。
- (3) 本件請求情報に係る事実は、全て審査請求人の裁判で争われている事実について、その期間の審査請求人の行動を裏付けるものであり、開示されれば、事件の真相解明につながる。
- (4) 刑事裁判の当事者の審査請求人は、検察に対する証拠開示請求、裁判所からの検察官への開示命令等により知り得る情報もあり、開示されるべきものである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 特定期間における特定車両の走行事実が確認できる情報が記録されるものとしては、読取システム及び路上カメラ等があるが、本件請求情報の存否を明らかにすると、警察の捜査活動への妨害行為等が行われ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
- 2 特定期間における特定車両の走行事実が確認できる記録の存否について回答することは、それだけで条例第14条第5号の「犯罪の予防・捜査等情報」という不開示情報を開示することとなるため、条例第17条の規定により、本件請求1及び本件請求2を拒否したものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求1及び本件請求2について

本件請求1及び本件請求2は、刑事裁判の被告人となった審査請求人が、当該刑事裁判に係る事件の発生時期に審査請求人が使用した別表左欄に記載の車両が同表右欄に記載の期間に走行した事実を確認できるものとして、本件請求情報の開示を求めたものである。

これに対し、実施機関は、本件請求情報の存否を回答するだけで、条例第14条第5号の「犯罪の予防・捜査等情報」という不開示情報を開示することとな

るとして、本件請求1及び本件請求2の対象となった保有個人情報の存否を明らかにせず本件処分を行ったことから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで条例第14条各号の不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、条例第17条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求情報1の存否応答拒否の当否について

読取システムは、自動車利用犯罪が発生した場合に、交通検問による渋滞等を引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること並びに重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることなどを目的として整備されているものである。

また、走行車両の自動車ナンバーを自動的に読み取り、盗難車両等の容疑車両の自動車ナンバーと照合するシステムであり、犯罪捜査を目的として設置されるものであることから、その設置場所については公表されていない。

本件請求情報1について、開示又は不開示とすると、特定の路線には読取システムが設置されていることが判明し、さらには、探索によって設置場所が把握されるおそれがあると認められる。

一方で、不存在とすると、当該路線には読取システムが設置されていないことが明らかとなる。

そうすると、犯罪を企図する者において、警察の捜査から逃れるために、読取システムの設置場所を回避して行動したり、あるいは偽装工作や読取システムの正常な作動に対する妨害工作を謀るなど、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるおそれがあることは否定できない。

このため、本件請求情報1の存否を答えるだけで、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことは、不合理とまではいえない。

したがって、本件請求情報1の存否を答えるだけで、条例第14条第5号の不開示情報を開示することとなると認められるため、条例第17条の規定によ

り、本件請求1を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

(3) 本件請求情報2の存否応答拒否の当否について

諮問実施機関によると、読取システム以外に特定期間における特定車両の走行事実が確認できるものとしては、路上カメラ等に記録された情報が該当するが、防犯上等の理由から、設置場所について公表しているものと公表していないものとの存在するということであった。

設置場所が公表されていないものについては、前記(2)と同様、路上カメラ等の設置場所が判明すると、犯罪を企図する者において、警察の捜査から逃れるために、設置場所を回避して行動したり、あるいは偽装工作や当該装置の正常な作動に対する妨害工作を謀るなど、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるおそれがあることは否定できない。

設置場所が公表されているものについては、自動車ナンバーに何らかの加工や偽装工作を施した上で走行し、自己情報開示請求を行った場合、開示又は不開示とすると、当該加工等では警察の設置する路上カメラ等に把握されることが判明し、不存在と答えれば、当該加工等を施せば把握されないことが判明する。

これにより、警察の設置する路上カメラ等の性能が把握され、ひいては警察の捜査技術や情報収集能力が明らかになることから、犯罪を企図する者において、自動車ナンバーの偽装工作などを巧妙化させるなど、警察の捜査をかく乱し、犯罪の実行を容易にする情報として悪用されるおそれがあることは否定できない。

このため、本件請求情報2の存否を答えるだけで、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことは、不合理とまではいえない。

したがって、本件請求情報2の存否を答えるだけで、条例第14条第5号の不開示情報を開示することとなると認められるため、条例第17条の規定により、本件請求2を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

(4) 裁量的開示について

審査請求人は、条例では、不開示情報であっても、開示することが相当である場合は開示することとなっており、事件の真相解明のため、これを適用し開示すべきである旨主張する。

条例第16条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれる場合であっても、実施機関の高度の行政的な判断により裁量的に開示することができることとされている。

本条の適用に当たっては、不開示情報の規定によって保護される利益と当該情報を開示することによる利益を慎重に比較衡量し、個人の権利利益を保護する上で、開示することの利益が優越し、特に開示する必要があると認めるときに、当該保有個人情報を開示すべきである。

本件請求情報が仮に存在する場合、開示されることの利益について、審査請求人が主張するように、無実を証明する事実等が新たに判明することも考えられるが、無実を証明する事実等の存否については、刑事裁判の審理手続

等において適切に判断がなされるものであって、条例による不開示情報の規定により保護される利益と当該情報を開示することによる利益を比較衡量する必要性は認められない。

よって、実施機関による条例第16条に基づく裁量的開示が行われなかったことに何ら不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

審査請求人が使用した車両及び使用期間

車 両 (車両ナンバー及び車種)	期 間
〇〇〇〇 (トヨタプリウス)	平成23年〇月〇日午後 8 時から 同月〇日午後 7 時 31 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィット)	平成23年〇月〇日午後 4 時50分から 同月〇日午前 8 時 38 分まで
〇〇〇〇 (日産マーチ)	平成23年〇月〇日午後 8 時から 同月〇日午後 8 時 50 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィット)	平成23年〇月〇日午後 4 時58分から 同月〇日午前 9 時 57 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィットハイブリット)	平成23年〇月〇日午後 9 時20分から 同月〇日午後 10 時まで
〇〇〇〇 (ホンダフィットハイブリット)	平成23年〇月〇日午後 9 時25分から 同月〇日午前 1 時 10 分まで
〇〇〇〇 (ホンダフィット)	平成23年〇月〇日午前10時23分から 同月〇日午前 10 時 35 分まで
〇〇〇〇 (トヨタダイナ [1.25 tトラック])	平成23年〇月〇日午前 9 時30分から 同月〇日午前 9 時 26 分まで
〇〇〇〇 (ダイハツミラ)	平成23年〇月〇日午後 9 時から 同月〇日午後 3 時まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 9. 4	・ 諮問を受けた。
26. 9. 10	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 10. 23	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
26. 10. 30	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 12. 9	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 12. 10	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 1. 21 (平成26年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 2. 13 (平成26年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 6. 25 (平成27年度第3回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 7. 23 (平成27年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 9. 30 (平成27年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士